# 千葉市太陽光発電ビジネスマッチング事業実施要項

平成25年10月 千葉市環境局

市では、再生可能エネルギー等の導入を推進するため、本年3月に「千葉市再生可能エネルギー等導入計画」を策定し、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー等の導入を計画的に推進しています。

このたび、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用し、民間における太陽光発電設備(以下「発電設備」という。)の導入拡大を促進するため、発電設備の設置が可能な土地・建物の屋根の所有者と、当該土地・屋根において太陽光発電事業(以下「発電事業」という。)の実施を希望する事業者を募集し、発電設備の導入に向けた双方の主体的な協議を促進する「太陽光発電ビジネスマッチング事業」(以下「マッチング事業」という。)を実施します。

# 目 次

第 1	マッチング事業の概	要				•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	2
第2	「土地・屋根」の登	録	•	情	報	公	荆		•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			2
第3	「発電事業者」の登	録	•	情	報	公	荆		•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			4
第4	当事者間の協議		•			•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			6
第5	登録の変更・抹消					•		•	•							•		•				•	•	•				7
笙 6	その他留音重項																											9

## 第1 マッチング事業の概要

マッチング事業の概要(各主体の役割)は、次のとおりです。

- 1 土地・屋根の貸付けを希望する所有者【土地・屋根所有者】
  - ・土地又は屋根の発電事業者への貸付け(賃貸借契約の締結)

## 2 発電事業の実施を希望する事業者【発電事業者】

- ・土地又は屋根の所有者からの借受け(賃貸借契約の締結)
- ・発電設備の設置及び管理
- ・発電した電気の売却(固定価格買取制度に基づく全量売電)

#### 3 市

・「土地・屋根所有者」及び「発電事業者」の情報の公開・提供

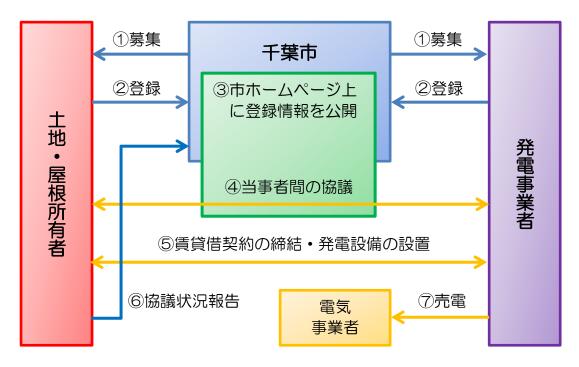


図 マッチング事業の流れ

# 第2 「土地・屋根」の登録・情報公開

発電事業を実施させる目的で土地・屋根の貸付けを希望する所有者は、市に登録申請してください。市は、申請情報について調査を行った上、登録情報をホームページ上に公開します。

#### 1 土地・屋根の登録要件

次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 概ね20年間継続して貸付可能であること。
- (2) 農地法、建築基準法等の関係法令等に抵触しないこと。
- (3) 土地に関する要件
  - ア市内の民間の遊休地であること。
  - イ 更地であること(自生している植物が雑草・低木の類である場合は可)。
  - ウ 激しい起伏等がない土地であること。
  - エ 周辺に受光障害物(山、森林、ビル等)がなく、日照条件が良好であること。

#### (4) 屋根に関する要件

- ア 太陽電池モジュールを設置できる屋根の面積が概ね 150  $m^2$ 以上であること(150  $m^2$ 未満の屋根を複数まとめて 150  $m^2$ 以上とすることも可能。ただし、傾斜屋根の場合は、北向きの面の面積を除く。)。
- イ 周囲に受光障害物(山、森林、ビル等)がなく、日照条件が良好であること。

#### 2 申請者の要件

次の要件をすべて満たしていることが必要です。個人・法人は問いません。

(1) 申請者は、次の者であること。

土地・屋根の所有形態	申請者	備考
単独所有	所有者	_
共有	共有者 (代表者で可)	共有者全員の同意を得ていること
区分所有 (屋根の場合)	管理組合法人 (法人化してい ない場合、区分 所有法第3条に 定める団体の管 理者)	理事会等において承認を得ていること (理事会等に相当する機関を設置していない場合はご相談ください) 注:区分所有物件の場合、「屋根貸し」のための賃貸借契約の締結にあたっては、原則として集会における決議が必要となります(区分所有法第17条第1項)。

- (2) 以下のいずれにも該当していないこと。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
  - イ 申請日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
  - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者
  - エ 民事再生法 (平成11年法律第225号) の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされている者
  - オ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者
  - カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していない者
  - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべきものにあっては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
  - ク 法人税等、事業税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
  - ケ 法人等(個人、法人又は団体をいう。以下同じ。)の役員等(個人である場合はその者、 法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者、 団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同 じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号 に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
  - コ 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - サ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

- シ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ス 役員等が、暴力団、暴力団員又はケからシまでに該当する法人等であることを知りなが らこれを不当に利用するなどしている者
- (3) 申請者の所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。

## 3 登録申請方法

- (1)提出書類(図面・写真を電子データで提出する場合は1ファイル当たり300KBを目安に) ア 土地の場合
  - (ア) 土地登録申請書(様式1-1)
  - (イ) 平面図(土地の区画がわかるもの)
  - (ウ) 位置図(動態図等周辺の状況がわかるもの)
  - (エ) 現況写真(3枚まで)
  - イ 屋根の場合
  - (ア) 屋根登録申請書(様式1-2)
  - (イ) 平面図 (屋根の区画がわかるもの)
  - (ウ) 位置図(動態図等周辺の状況がわかるもの)
  - (エ) 現況写真(3枚まで)
- (2) 受付期間 平成25年11月1日から(随時受付)
- (3) 提出方法 窓口への持参、郵送又は電子メール (できる限り電子メールで)
- (4) 提出先 【窓口への持参又は郵送の場合】

 $\mp 260 - 8722$ 

千葉市中央区千葉港1-1

千葉市環境局環境保全部環境保全課 温暖化対策室

【電子メールの場合】

電子メールアドレス kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jp

#### 4 登録情報の公開

申請があった日から概ね1週間以内に、「土地の概要」又は「屋根の概要」の情報をホームページ上に公開します。

## 5 公開期限

公開日が属する年度の末日までとします。

なお、申請者の意向に基づき、公開期間を1年間延長する措置をとります。

#### 第3 「発電事業者」の登録・情報公開

マッチング事業により情報が公開される土地・屋根において発電事業の実施を希望する事業者は、市に登録申請してください。市は、申請情報について調査を行った上、登録情報をホームページ上に公開します。

#### 1 登録要件

次の要件をすべて満たしていることが必要です。

(1) 他者が所有する土地・屋根において発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有する法人であること。

- (2)以下のいずれにも該当していないこと。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
  - イ 申請日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
  - ウ 会社更生法の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始 決定がなされている者
  - エ 民事再生法の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可 決定がなされている者
  - オ 千葉市内において、都市計画法に違反している者
  - カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税(延滞金を含む)を完納 していない者
  - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべきものにあっては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
  - ク 法人税等、事業税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
  - ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員である者
  - コ 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - サ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
  - シ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ス 役員等が、暴力団、暴力団員又はケからシまでに該当する法人等であることを知りなが らこれを不当に利用するなどしている者
- (3) 所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続きの開始決定がなされていないこと。

#### 2 登録申請方法

- (1)提出書類
  - ア 発電事業者登録申請書(様式2)
  - イ 申請者の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(PDFファイル化すること)
- (2) 受付期間 平成25年11月1日から(随時受付)
- (3) 提出方法 電子メール
- (4) 提出先 電子メールアドレス kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jp

#### 3 登録情報の公開

申請があった日から概ね1週間以内に、「申請者の住所、名称(代表者職・氏名)及び連絡先」及び「発電事業者の概要」の情報をホームページ上に公開します。

#### 4 公開期限

公開日が属する年度の末日までとします。

なお、申請者の意向に基づき、公開期間を1年間延長する措置をとります。

## 第4 当事者間の協議

## 1 土地・屋根の詳細情報について

登録した発電事業者が、市ホームページ上に公開している土地・屋根の詳細情報(申請者の 氏名(名称)、連絡先、位置図、現況写真等)を希望する場合は、市にお問い合わせください。

- (1) 受付期間 平成25年11月1日から(随時受付)
- (2) 問い合わせ先 電話 043-245-5199

#### 2 協議の実施及び協議結果の報告

土地・屋根所有者及び発電事業者は、発電事業のための賃貸借契約の締結に向け、任意で個別に協議を行います。

土地・屋根所有者は、協議が進行中である等の理由により市ホームページ上の情報の公開を 一時的に停止したい場合、協議の結果成約に至った場合又は市ホームページ上の情報の公開を 再開したい場合は、市に報告をしてください。当該報告を受理した後、市は当該土地・屋根の 登録の抹消又は情報公開の一時停止若しくは再開を行います。

- (1) 提出書類 協議状況報告書(様式3)
- (2) 提出方法 窓口への持参、郵送又は電子メール (できる限り電子メールで)
- (3) 提出先 【窓口への持参又は郵送の場合】

 $\pm 260-8722$ 

千葉市中央区千葉港1-1

千葉市環境局環境保全部環境保全課 温暖化対策室

【電子メールの場合】

電子メールアドレス kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jp

# 3 留意事項

## (1)協議時の対応

当事者は、登録された情報に関する照会や発電事業の実施に向けた協議に誠実に対応してください。ただし、協議を行った場合でも、必ず発電事業を実施しなければならないというものではありません。

## (2) 個人情報等の取扱い

発電事業者は、市から取得した土地・屋根所有者の個人情報等について、発電事業の目的 外に使用すること及び第三者に提供することを禁止します。また、当該個人情報等について は、関係法令に基づき適切に管理してください。

#### (3) 契約締結前に要する経費の負担

土地・屋根の賃貸借契約の締結に当たり必要となる経費(土地・屋根の現地調査等に係る 経費等)については、発電事業者の負担とし、土地・屋根の所有者に請求することを禁止し ます。

#### (4)発電事業の実施

マッチング事業により土地・屋根の賃貸借契約を締結した場合は、発電事業の目的のために土地・屋根を使用してください。

## 第5 登録の変更・抹消

## 1 登録の変更

登録事項を変更する場合は、速やかに市に申請してください。

(1)提出書類 登録変更申請書(様式4)

(2) 提出方法 窓口への持参、郵送又は電子メール (できる限り電子メールで)

(3) 提出先 【窓口への持参又は郵送の場合】

 $\mp 260-8722$ 

千葉市中央区千葉港1-1

千葉市環境局環境保全部環境保全課 温暖化対策室

【電子メールの場合】

電子メールアドレス kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jp

## 2 登録の抹消

以下に掲げるような理由で、土地・屋根又は発電事業者の登録を抹消する場合は、速やかに 市に申請してください。

<土地・屋根所有者>

- ・ 登録要件を満たさなくなった
- ・ 発電設備を自主的に設置することになった
- ・登録されている発電事業者以外の事業者と賃貸借契約を締結することになった
- ・土地・屋根を貸し付ける意思がなくなった
- ※「第4 当事者間の協議」により成約に至り、市に報告を行った土地・屋根所有者については、当該報告に基づき市が土地・屋根の登録を抹消するので、この申請をする必要はありません。

# <発電事業者>

- 登録要件を満たさなくなった
- ・発電事業を行う意思がなくなった
- (1)提出書類 登録抹消申請書(様式5)
- (2) 提出方法 窓口への持参、郵送又は電子メール (できる限り電子メールで)
- (3) 提出先 【窓口への持参又は郵送の場合】

 $\mp 260 - 8722$ 

千葉市中央区千葉港1-1

千葉市環境局環境保全部環境保全課 温暖化対策室

【電子メールの場合】

電子メールアドレス kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jp

#### 3 市の裁量による登録の抹消

登録事項に虚偽や重大な錯誤が判明した場合、登録者として不適切であると疑われる事由が 判明した場合、関係法令等に抵触していることが判明した場合等は、市の裁量により登録を抹 消することがあります。

## 第6 その他留意事項

## 1 市の関与について

- (1) 登録された土地・屋根において、法的・物理的に発電設備が設置可能であることを保証するものではありません。また、登録された発電事業者についても、市が推奨するものではありません。
- (2) 本事業は当事者間の主体的な協議を促進することを目的としているものであり、特定の土地・屋根及び発電事業者の推薦・あっせん等を行うものではなく、発電事業の実現について保証するものでもありません。土地・屋根所有者と発電事業者との個別の協議は当事者間で直接行っていただくこととなり、市が関与することは一切ありません。

## 2 登録申請に要する経費の負担

登録申請に当たり、登録料は必要ありませんが、書類作成等に要する経費はすべて申請者の 負担とします。また、申請書類は返却しません。

## 3 発電事業に係る市内の事業者の活用

マッチング事業を通じて土地・屋根所有者と発電事業者間で成約に至り、発電事業を実施するときは、発電事業者は、設置・管理等の工事・作業を市内の事業者(市内に本店・営業所等を置く事業者)に発注するよう努めてください。

## 4 マッチング事業の実施期間

固定価格買取制度における調達価格等の動向により、マッチング事業を終了する場合があります。この場合、登録されている土地・屋根所有者及び発電事業者にその旨を連絡します。

## マッチング事業に関する問い合わせ先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

千葉市環境局環境保全部環境保全課 温暖化対策室

電話 043-245-5199

FAX 0 4 3 - 2 4 5 - 5 5 5 3

電子メールアドレス kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jp